平成２９年（フ）第２０２１号
札幌市清田区真栄２条１丁目11番18号　ＺＩＯＮ真栄405号
債務者　山科　慶子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０４２号
北海道北広島市松葉町６丁目１番地　Ｃ―402
債務者　津田　秀一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５７号
北海道恵庭市島松寿町２丁目33番地３
債務者　小川　真夕
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０６９号
札幌市豊平区美園３条７丁目１番６号　クロスロード202号
債務者　諸橋　幸代
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８６号
札幌市北区篠路３条８丁目９番６号　パークハイツ吉田101号
債務者　渡邊　忠継
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１０２号
札幌市東区北36条東３丁目１番15―103号
債務者　川岸　晶子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１９号
札幌市豊平区中の島１条３丁目７番25号　オリーブハイム１号
債務者　中川　久雄
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３２号
札幌市西区西町北９丁目５番17―205号
債務者　髙橋真理子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４７号
釧路市柳町９番15号
債務者　石岡　照子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７１号
群馬県高崎市正観寺町571番地
債務者　片山　光明
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８７１号
千葉県浦安市堀江６丁目５番13号
債務者　松浦　秀樹
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９５８号
千葉市若葉区桜木８丁目８番12号
債務者　上野　光一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８０号
千葉県市川市欠真間２丁目17番17号　（コーポ小泉202号）
債務者　平舟　美雪
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０４号
千葉市花見川区幕張町１丁目947番地１
債務者　市原　秀男
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１０号
千葉県市原市玉前212番地１　吹上コーポ201
債務者　石村　初世（旧姓稲見・髙橋）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１８号
千葉県船橋市藤原１丁目26番16―504号
債務者　牧野　　仁
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２９号
千葉県船橋市藤原１丁目13番１―413号
債務者　國井　頼子（旧姓篠垣）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３５号
千葉県船橋市習志野台６丁目７番３棟508号
債務者　加藤　　忍
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係